公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山田信二の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年４月３日　　甲府地方法務局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成29年５月２日までに北陸財務局理財部金融監督第一課あて申出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①23Ｃ33000005②有限会社アクティブ③吉田学④福井県福井市八ツ島町第31号508番地

平成29年４月３日

北陸財務局長　吉岡健一郎

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　処分をした年月日　平成29年３月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タカノブ　高延　良孝　徳島県阿南市辰巳町１―26　国土交通大臣許可（般―27）第23532号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（大工工事業、内装仕上工事業建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　加賀　善吉　第4089号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止３月

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）について、法第７条の２第５項の規定に適合しない手続きを行った。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　石田　朝則　第5000207号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月と20日

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）の確認審査において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築計画（１件）の確認審査において、法第48条第５項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　内田　広也　第6000141号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画の確認審査において、法第55条第１項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の２第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　福田　基久　第10361号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画の確認審査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　松下　博文　第9000263号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）の確認審査において、建築基準関係規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月３日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　処分をした年月日　平成29年３月９日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　古川　　純　第9006号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止20日

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）の確認審査において、法第43条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１５３９号

埼玉県川口市青木２丁目３番26号川口第２ローヤルコーポ

申立人　川口第２ローヤルコーポ管理組合

本籍東京都北区中十条３丁目20番、最後の住所埼玉県川口市青木２丁目３番26―103号

川口第２ローヤルコーポ、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成27年１月６日、出生の場所東京都王子区、出生年月日昭和20年10月20日、職業無職

被相続人　亡　西村　朋厚

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―６―13全埼玉県パンビル３階Ａ号　くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　光昭

さいたま家庭裁判所

平成２９年（家）第８０００６号

群馬県前橋市元総社町194番地

申立人　株式会社群馬銀行

本籍埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目208番地３、最後の住所埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目208番地３、死亡の場所埼玉県さいたま市北区、死亡年月日平成27年５月20日、出生の場所北海道山越郡八雲町、出生年月日昭和21年３月13日、職業不詳

被相続人　亡　横田　高夫

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―12―１東和ビル４階　埼玉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊須慎一郎

さいたま家庭裁判所